

出張講演に関する実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、公益財団法人東日本盲導犬協会（以下、「協会」という。）が、出張講演を行うことにより、協会の業務をより多くの人に理解していただくと共に福祉活動への意識高揚を図ることを目的とする。

(方 法)

第2条 電話等で日程を調整した後、原則的に2カ月前までに予約を受け付け、実施日等の調整予約をする。併せて、謝礼金の支払について説明する。

- 2 実施日、謝礼金が決定次第、すみやかに出張講演についての申込書を提出するものとする。
- 3 日時等の誤りを防止するため、実施日の一週間前までに電話連絡し、確認を行なうものとする。
- 4 やむを得ずキャンセルになったときはすみやかに協会に連絡することとする。

(費 用)

第3条 出張講演は、4万円を下限として下記の謝礼金並びに1キロメートル当たり35円及び有料道路通行料等の実費相当額を支払うものとする。
また、協会の運営費用として別途寄附金を募ることができるものとする。

内 訳	県内出張	県外出張
1名 1頭	40,000円	80,000円
2名 2頭	60,000円	100,000円

(内 容)

第4条 出張講演は、講話及び盲導犬のデモンストレーション並びにアイマスクの体験学習（犬1頭につき10名まで）を主たるものとする。

所要時間は90分を目安とするが、対象団体や年齢等により弾力的に実施するものとする。

(補 則)

第5条 この要綱に定めのない事項については、その都度協議し決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

平成21年1月29日 一部改正する。

平成21年3月31日 一部改正する。

平成22年12月27日 一部改正する。

平成28年5月20日 一部改正する。

2020年2月28日 一部改正する。